弘前市車両広告募集要領

弘前市では本庁舎で使用している車両の後部両側面に広告を掲載する事業者を募集しています。市内を走行する視認性の高い広告媒体としてご活用ください。

１．申込み資格

広告掲載の申込みは、市内に事業所、事務所、店舗等を有する個人又は法人で、その業務内容が明確である方を対象とします。

２．募集内容

掲　載　場　所：側面ドア（左右両面）
掲　載　枚　数：１台当り２枚（掲載に係る費用は広告主の負担となります。）
広告の大きさ：　縦４０ｃｍ、 横５０ｃｍ（車両広告以外にも「弘前市　有料広告掲載車」と記載したフレームを作成及び掲載していただきます。詳しくは下記「広告イメージ」をご覧ください。）
掲　　載　　料　：年額３６，０００円（税込、１台あたり）
※内訳…３，０００円×１２か月　ただし、企業認定制度による認定を受けている場合一認定につき１００分の５を乗じて得た額を減じる。
募　集　台　数　：１０台（別表参照、場合によって募集台数が増加します。）
走　行　日　数　：年２００日程度
走　行　距　離　：年８，０００ｋｍ以上
※あくまでも目安であり、実際の走行距離を保証するものではありません。
主な走行エリア：市内一円
※フレームの文字の大きさ及び背景色について
背景色はオレンジ、文字は黒色、フォントはＭＳＰ ゴシックで作成してください。
（フレームについてはデータをお渡しするのでそのまま使用してください。）

※掲載イメージ

※見本（広告イメージ参照）
オレンジ色の部分は市役所使用欄です

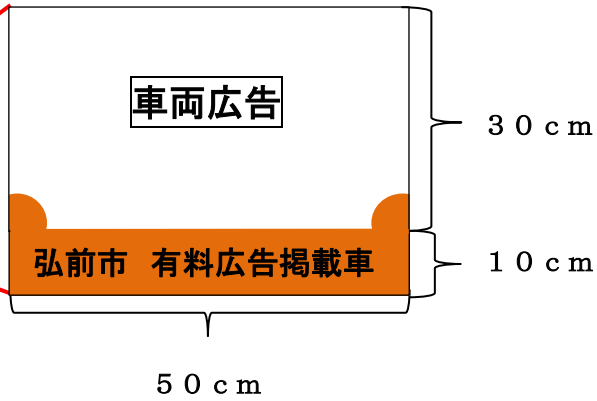

３．掲載方法

車両広告の内容を表示したマグネットシートを車体に貼りつけるものとします（塗装等により車体に直接表示することはできません)。

フレームのデータを電子メールにて配布いたしますので、広告下部にフレームをつけてください。なお、電子メールを使用できない場合についてはＣＤにデータを取り込みますので、申込み時に空のＣＤを持参していただくようお願いします。

広告の掲載・撤去作業は広告主の責任で行い、各費用（掲載費、撤去費、製作費等）は広告主の負担となります。

４．掲載期間

令和４年４月１日（金）から令和５年３月３１日（金）までの１２ヵ月間とします（協議により１年延長可能です)。掲載期間が終わり次第、撤去していただきます。

なお、事故や故障等により掲載車両が使用できなくなった場合は代替車へ広告を掲載し、修理等により掲載車両が使用できる状態になり次第、広告を元の車両へ掲載します。

５．申込み期間（受付時間）

令和４年２月１４日（月）から３月４日（金）までの８時３０分から１７時００分まで（土・日曜日、国民の休日を除く）※郵送の場合３月４日必着

６．申込み方法

申込みに際しては、必ず事前に本要領以外にも「弘前市車両広告掲載要領」、「弘前市有料広告掲載基準」並びに「弘前市有料広告取扱要綱」をお読みいただき、その内容に適合するものとしてください。

（１）提出書類

① 弘前市車両広告掲載申込書（様式第１号）

② 申込者の事業内容がわかる書類（会社案内、パンフレット等）

③ 広告の原稿案（Ａ４サイズ・カラー）

（２）提出先

○郵送の場合

〒０３６－８５５１　弘前市大字上白銀町１番地１

弘前市役所前川新館２階　管財課　財産係

（郵送の場合は書留扱いとし、「車両広告掲載申込」と記載してください。

○持参の場合

受付時間（土・日曜日、国民の休日を除く、８時３０分から１７時００分まで）内に「弘前市役所前川新館２階　管財課　財産係（窓口番号Ｂ‐２１３)」までお持ちください。

７．決定方法

広告内容を審査し、その内容が各基準に基づいて適切であり、車両に掲載するものとして適当であると認められた場合は、広告の掲載を決定します。基本的に申込みは各社（各人）１台としますが、申込み台数が上限に達しない場合は複数車両への掲載を認めることとしますので、最大５台までのうち希望する台数を申込み時に明記してください。

審査結果につきましては、申込者全員に決定後速やかに通知します。

なお、掲載車両が上限に達した場合は抽選で掲載広告を決定します。抽選会を実施する場合は別途連絡いたします。

８．掲載広告決定後の流れ

掲載広告決定後は掲載が決まった方に対し順次電話にて連絡しますので、後日、管財課財産係（窓口番号Ｂ－２１３番）までお越しください。

決定書と同時に納入通知書をお渡ししますので、期限までに支払ってください。

※掲載料は、１年分（３６，０００円／台）を一括で支払っていただきます。

９．手続きの流れ

２月　１４日（月）～　３月　４日（金）	申込み受付（書類提出）
３月　　７日（月）～　３月１１日（金）	内容審査
３月　１４日（月）	（抽選会） 掲載広告の決定 決定通知（弘前市車両広告決定通知書）
３月２２日（火）～　３月３１日（水）	掲載料支払い（納入通知書） 掲載広告の納入
３月３１日（木）	広告貼付　※作業時間は協議のうえ決定
４月　１日（金）	掲載開始

１０．随時募集について

今回の募集で広告掲載が１０台に満たない場合は、随時募集となります。掲載広告決定は先着順とし、掲載は月初めからとします。

上旬に応募した場合は翌月、それ以外の応募は２ヵ月後からの掲載とし、掲載料は、掲載月から令和５年３月までの年額を一括で支払っていただきます

（例）・令和４年４月８日（金）に応募した場合、令和４年５月２日（月）からの掲載
　　掲載料：３，０００円×１１か月＝３３，０００円
　　・令和４年４月１９日（火）に応募した場合、令和３年６月１日（水）からの掲載
　　掲載料：３，０００円×１０か月＝３０，０００円

※企業認定制度による認定を受けている場合一認定につき１００分の５を乗じて得た額を減じる。

１１．ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡お願いします。

別表

車種	台数
ダイハツ　ミライース	4
スズキ　アルト	3
ダイハツ　タント	1
トヨタ　ハイエース	1
トヨタ　パッソ	1

※　車種の指定はできません。担当：管財課　財産係

連絡先：０１７２－３５－１１２０